

令和3年12月6日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。

ただ今の出席議員数は17人で、定足数に達しております。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和3年12月1日付、橋総第302号をもって追加議案1件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

次に、令和3年11月30日付、橋総第299号をもって説明員の出席並びに委員についての変更の通知がありましたので、変更後の出席説明員表をお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、15番 中本君、18番 岡君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（小林 弘君）日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は12人です。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、2番 垣内君。

〔2番（垣内憲一君）登壇〕

○2番（垣内憲一君）皆さん、おはようございます。

議会開会日に平木市長もおっしゃっていましたが、11月16、17、18日に、今の橋本市の課題について、平木市長をはじめ、各党派、私の所属する令和クラブ、公明党議員団、刷新クラブ、ポースターの議員で、和歌山県選出の世耕弘成参議院議員、鶴保庸介参議院議員、石田真敏衆議院議員、そして、佐藤英道厚生労働副大臣、浮島智子衆議院議員、各関係省庁に陳情に行っていました。

内容としまして、1、避難所の空調設備導入に関する財政措置、2、実効性のある人権擁護・人権救済制度、同性婚姻制度、選択的夫婦別氏制度に関する法整備の早期成立を求める要望、3、特別交付税の措置を求める要望、4、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長を求める要望、5、ゴルフ場利用税の堅持を求める要請、6、障がい者・障がい児施策等において地域の実情に応じた財政支援、7、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備の充実、8、加齢性難聴者の補聴器購入に係る助成支援制度の創設、9、切れ目のない子育て支援施策への財政支援、10、縫製業者など産地を支える協力事業者への支援と事業者団体での販売促進への取組に対する助成制度の拡充、11、伝統工芸品の後継者育成と海外販路開拓に対する支援拡充、12、治水対策に関する要望、13、道路施設の適切な維持管理と老朽化対策の推進、14、老朽化対策等学校施設整備費予算に関する要望、15、学校安全推進事業費予算に関する要望、16、GIGAスクール構想の充実に向けた財政支援、17、教職員定数改善と教育予算の拡充、18、安心

安全な水供給のための持続的かつ安定的な財政支援、19、持続可能な汚水処理事業の実現に向けての支援策の創設、20、新型コロナウイルス感染症対策の継続的な財政支援、21、市政運営に関わる情報提供に関する要望、以上が陳情させていただいた内容でございます。

平木市長におかれましては、市長が一生懸命、国会議員にも各省庁各担当官に説明されているのを見て、市長の本気度が伝わってきましたし、さすが国会議員とのパイプも太く、関係省庁との連携もよくなってきておることが感想としてよく分かりました。

それでは、一般質問させていただきます。今回は2項目。

まず、一つ目、18歳以下の子どもへの10万円相当の給付について。

政府は新型コロナウイルス経済対策の柱として、18歳以下の子どもに1人10万円相当を配る子育て支援策を閣議決定されました。10万円のうち5万円は現金で年内に支給を想定し、残る5万円分は子育て関連の商品やサービスに使えるクーポンなどとして、年度内の追加支給を行うことが公表されています。

子育て世帯を支援いただくことは大変ありがたいことです。しかしながら、子育て世帯からは歓迎の声が上がる一方で、子どもの年齢や所得制限により対象者に線引きがなされている点については、不公平ではないかといった疑問や批判の声も一部上がっています。

コロナで生活が苦しい状況にある人が少なくない中、迅速な支給やスピードを重視するのが政府の方針ですが、条件によって給付を受けられる人と受けられない人に二分される今回の国の子育て支援策について、本市の対応方針をお伺いします。

二つ目、市内各所に設置されているカーブミラーについて。

道路のカーブや交差点に多くのカーブミラ

ーが設置され、事故防止につながっていると思います。しかし、一部のカーブミラーにおいて、曇っているものやひびが入っているもの等があるように思います。橋本市として、カーブミラーについてどのように考えていますか。

1、設置状況と設置基準について。

2、保守管理方法について。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君の質問項目1、18歳以下の子どもへの10万円相当の給付に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）おはようございます。

18歳以下の子どもへの10万円相当の給付についてお答えします。

今回閣議決定された18歳以下の子どもへの給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の名称で支給されるものです。

その内容は、子どもを養育している主たる生計維持者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から18歳までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行うものです。具体的には、年内に子ども1人当たり5万円の現金給付を開始し、その上で、来年春に向けて5万円相当を、原則として子育てに有効に活用できるクーポンやバウチャー方式で支援する仕組みとなっています。

議員おただしの国の子育て支援策への対応方針としましては、国が示すとおり、まずは現金5万円を迅速に子育て世帯へ届けることを最優先に考え、1人当たり5万円の現金給

付を行うべく、扶助費等必要な予算を今定例会に追加提案しています。

担当課では閣議決定後から年内の支給を想定し、既に児童手当の仕組みを活用したシステム構築の事前調整や諸準備に入っており、現在、児童手当を本市から支給している世帯へは、所得判定や口座情報を給付金事務に利用することで申請不要とし、プッシュ型の給付を12月下旬に行う予定です。

これに対し、現在本市から児童手当を支給していない公務員世帯や16歳から18歳までの子どもがいる世帯については、世帯構成や所得情報、振込口座等の提供が必要となるため申請方式にならざるを得なく、年明けからの給付を考えています。

また、来春までに実施予定と公表されている子育て関連に使える5万円相当のクーポン等支給については、まだ国から詳細な通知等がなされていないため、今後、国の示す実施要領や条件等をしっかり踏まえた上で検討していきます。

今回の国の支援策については、支給対象年齢や所得制限についても様々な議論はありますが、スピード感に重点を置き、残る5万円相当については条件次第で現金給付もあり得ることを想定し、子育て世帯への経済的な支援の効果が望めるよう給付方法について検討を重ね、実施してまいります。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君、再質問ありますか。

2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。国からの子育て世帯への臨時給付金について、現在の進捗状況と先を見込んで取り組んでいただいていることがよく分かりました。さすが、ありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきたいんですけども、今回の子育てへの臨時給付

金は高校生も対象になっているということで、児童手当の対象者よりもかなり多くなっていると思います。本市の給付対象者は何人くらいを想定されていますでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）今回の子育て世帯への臨時特別給付金の対象者数としましては、おおよそ8,700人から8,800人を見込んでおります。所得制限があるので、世帯の主たる生計維持者の年収にもよるんですが、0歳から15歳までを約7,100人、それから、16歳から18歳までを1,650人と見込んでございます。

10月に児童手当を支給した対象者にプラスしまして、本市から児童手当を支給していない公務員世帯の子どもでありましたりとか、議員おただしの16歳から18歳までの子ども、それから、これから来年の3月までにお生まれになる子どもも含んでの数でございます。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。

高校生も対象となっていることで、子育て世帯にはもう大変ありがたい国の給付事業となりますが、今回の給付金には様々な議論が寄せられています。恐らく給付金の財源はまだ国からいまだおりてきていないので、一旦は本市が立て替えて給付金を出すことになると思うんですけども、そこで、次の質問をさせていただきます。

政府はしきりに年内支給をアピールしていますが、現金5万円を給付して年末年始に子どもたちに使ってほしい、いい年を迎えてほしいということだと思いたいますが、そもそも国が言うように今から年内に5万円を支給するなど、事務的に間に合うんでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）間に合わせるように努力してございます。12月9日の今

定例会の議案審議で審議していただくように追加提案しているところであるんですけども、本市から児童手当を支給している世帯におきましては、先ほど申しましたように、所得の情報であったり口座の情報であったりというのを持ち合わせておりますので、その世帯に対してはプッシュ型で給付するというところで、本年12月23日に第1回目の給付を行いたいと考えております。非常にタイトな日程にはなるんですけども、努力してまいります。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。既に1回目の給付日を設定していただいているということで、ありがたく思います。

この給付金をめぐっては報道が先行して、テレビやインターネット上で連日のように取り上げられています。そうすると、子どもの親御さんにしてみれば、いつもらえるのとか何に使おうとかいう家族会議になると思うんです。

そこで、次の質問をさせていただくんですが、何割ぐらいの子どもの分が年内に支給できる見込みでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）年内に支給させていただくのは10月に児童手当を支給した児童の対象世帯となるんですけども、約5,400人を想定してございまして、全体からすると約6割となる見込みでございます。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。ほとんどの子育て世帯が楽しみに待っていると思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問なんですけども、プッシュ型方式とは申請が不要で、保護者からしてみれば勝手に市から振り込んでくれる形になる。手間

がかかりません。できれば手続きなしで、1日でも早く給付金を振り込んでほしいと思っているはずで。

プッシュ式方式で対応できる世帯、対応できない世帯により、給付される時期も異なってくると思うんですけども、本市から児童手当を受けていない子どもは全て申請手続きが必要となるんでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）今回、本市から児童手当を受けていない子どもの全てが申請が必要というわけではなく、例えば、プッシュ型の支給の対象の子どもの中に、兄弟で児童手当を受けておられて、10月の支給の対象となっている子どものご兄弟の方であったりとか、それから、子どもが16歳から18歳までの世帯ではあるんですけども、児童扶養手当ですとか特別児童扶養手当を受給している場合にも、こちらで所得や口座の情報が分かりますので、そちらも対象としていくことができるかということで、担当課で現在調整しているところでございます。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。児童手当の受給世帯でもいろいろと考えてもらっているのがよく分かりました。

そうすると、少し気になる部分を質問させていただきます。

プッシュ型支給は保護者は何もしなくていいと思うので、私が気になるのは申請手続きが必要な世帯です。申請を忘れることのないようにお知らせをしなければならぬと思うんですけども、市はどのような広報啓発を行う予定でしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）市のホームページや広報ではもちろんご案内はさせていただくんですけども、該当の年齢が示され

て限られておりますので、その対象者に向けて郵便で通知をさせていただき予定をしております。

必ず16歳から18歳で、現在、児童手当の受給世帯に引っかかってこない世帯については、やはり申請をしていただかないと給付ができないので、申請が必要な世帯には来年1月以降からの郵送ということで、給付に向けて申請の手続きをしていただきたいと思います。

通知の中に、通知というかこちらから送らせていただく中に返信の封筒を入れさせていただき予定ですので、その返信の封筒にてご返信いただけるように手続きを進めてまいりたいと思います。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。大事な給付金ですから、もらい損ねのないようにだけ、お知らせをしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問ですが、秋田県横手市では平等性の観点から所得制限を設けず、市独自で子育て中の全世帯へ給付金を出すということをホームページ上で公開しています。所得制限の条件とは異なりますが、給付対象者については、現在妊娠中であっても出産予定日が来年4月1日以降の子どもは対象外になってしまいます。赤ちゃんを授かっていることからパートにも出られず、コロナ禍で夫の収入だけでは生活が苦しい未来の子育て世帯は市内にもいると思います。このような世帯を橋本市独自で追加支援をするという考えはございませんでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）そのような自治体があるということは承知しておるところなんですけれども、今回は国からお示されている形で、令和4年3月31日生まれの子

どもまでを対象に支給させていただきたいと考えています。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）難しいことは分かっているんですけど、ここを聞きたくて一般質問をさせていただきました。新婚世帯などはこのような現象が起こってしまうと思います。

どこかで受給者の線引きをしなければならぬというのはもう仕方ないことやと思っているんですけども、出産予定日が3月中の妊婦さんが遅れて4月になってしまうこともありますし、もしもの話ですが、昨年度のように自治体が使い道を考えられるコロナ対応の地方創生臨時交付金が国から再度あったときは、もうぜひとも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問は参考までにお聞きしたいんですけども、今回は児童手当の仕組みを利用するというので、所得制限は世帯の合算ではなく、所得の高いほうで年収960万円と線引きがなされています。国が示している条件の中で、各自治体は仕方ないことだと思うんですけども、今回の国の所得制限の在り方について、制度的に本市としてはどのように思っておられますか。お答えいただける範囲内で結構です。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）今回の所得制限は960万円国の方から通知が来るところであるんですけども、この年収960万円のラインというのは主たる生計維持者と扶養家族3人、配偶者と子ども2人を想定した児童手当の支給のあくまでラインでありまして、やはり夫婦の共働き世帯が増えてきた中で、世帯合算ではなく主たる生計維持者の所得、年収のみをラインとして基準として支給を考えていくというのは、いささか不公平感がないとは言い切れないところもあります。

逆転現象も起こる場合もあると思います。

しかしながら、今回、政府がスピード感を持って子育て世帯を支援したいということについて児童手当のシステムを活用するということは非常に有効であると考えていますので、この政府の、国の方針に基づいて進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）お答えにくいところありがとうございます。

所得制限については、児童手当と同じであるため、収入判定は共稼ぎ世帯であっても夫婦合算ではないんですけれども、こうなると、得をする世帯と損をする世帯が出てくるような感じがしてなりません。今回は国からの給付金ですので、スピードを重視する国の方針に従うべきですが、私もいろいろ思うところがありました。部長のご答弁、どうもありがとうございます。

あと三つだけ質問させていただきたいんですけれども、別の福祉部門の支援策となりますが、政府が掲げたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれた、関連して実施される住民税非課税世帯に10万円を給付する事業と、今回の子育て世帯への臨時特別給付金事業との対象者の調整等はなされるのでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）住民税非課税世帯に10万円を給付する事業の対象者であられましても、今回の子育て世帯の臨時特別給付金の支給対象にあられる方につきましては給付の対象となりますので、特段の調整を行わずに、それぞれの事務を行ってまいりたいと思います。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。そうあってほしいと思っていましたので、よ

かったです。

それでは、2回目の5万円相当のクーポンについて少し質問させていただきたいんですけども、国は年内にまず現金5万円を支給した後に、2回目は来年春までに5万円相当のクーポン券を支給すると報じています。

世間では2回目も現金のほうがありがたいという声を多く聞いているんですけども、答弁では現金給付もあり得る想定で検討していくとありましたが、どのような場合に現金の再支給を検討されますでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）国の予算としては、最初の5万円、今回給付させていただく5万円につきましては国の予備費を充当されるということで聞いておるんですけども、あとの5万円のクーポンに係る費用につきましては、本日から始まる臨時国会のほうで審議されるというふうに聞いています。

今回、クーポンとなりましたら、クーポンの作成から、それから戸別の配送、それからクーポンの回収から事業者への換金など、全てのこの一連の作業を令和3年度中に行うことは現実的にはかなり難しいと考えておるところであります。

もし国のほうから、自治体の判断で現金に切り替えることも可能であるというような通知があるとなれば、そのような現金給付ということも考えておるということで答弁させていただいたところでございます。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。今、年内に5万円の給付に取り組まれる最中で、まだ詳細が分かっていないのにこんな質問をさせてもろうて申し訳ないんですが、お許してください。

子育て世帯の現状を考えますと、2回目もやはり現金給付のほうがニーズに合っている

と思います。しかし、クーポン化への国の方針もありますので、最後の質問をさせていただきます。

クーポンについては、今回は国は子育て関連と限定してしまいましたが、子どもや保護者にとってはさきの現金5万円と同様に、いつ届くのか、何に使おうかと今からもう考えていると思うんです。貯蓄はできませんが、生活費の補填とかに回することも想定されています。

その使い道は、子どもへの学用品や衣類、家電製品などのほか、子どもとの外食や子どもと一緒に遊園地などに出かけたいと考えている家族もあると思います。クーポンを市内限定とするのか限定しないのか。利用方法も変わってくると思います。もし本市が2回目の5万円相当の給付を現金ではなくクーポンでいくならば、実施に向けて何を重きに置くべきと考えておられますでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）今後通知される国の方針に従い、その実施要領にもよるんですけれども、まずはスピード感を持って給付したいと考えておるところです。

やはり今後、この2回目の5万円につきましては、時期的には春先、今後4月からの入園ですとか入学ですとか、そういった準備にも使っていただけるものであるのかなと思っています。やはり有効にご家庭で子どもさんのために使っていただけるようにということが大事かと思っていますので、そのような、みんながもらってうれしいなと思っていただけるような給付の方法を考えてまいりたいと思います。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

今回は国が掲げた給付金事業ですので、

我々がとやかく言う立場ではないかもわからないんですけども、子ども1人当たり10万円給付が発表されてから、子どもの年齢や所得制限の線引きなどについて様々な議論が展開されています。

住民税非課税世帯に対する別途10万円が支給されますが、そこまでいなくても、低所得者でありながら大学生のいる世帯や赤ちゃんが4月以降に生まれた世帯は給付対象となりません。ですので、昨年度のような、自治体の必要性で考えられる地方創生臨時交付金が今後国から下りた際は、その穴埋めの部分を市として考えていただきたいと思います。

とはいえ貴重な10万円相当の給付金です。子育て世帯にとって非常にありがたいんです。速やかな給付をお願いしたいと思います。

子育て世帯の私生活の状況を考えると、やっぱり2回目も現金で給付されるほうが私としてはニーズに合っていると思うんですが、もし第2弾でクーポンを導入されるなら、子育て関連に限定されるとはいえ、子どもが喜ぶような使い道や利用しやすい仕組みを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、担当課の皆さんは年末に新たな事業が加わり本当に大変だと思いますが、申請もれのないようにだけ、周知・啓発に力を入れていただきますよう、よろしく申し上げます。

これで一つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、市内各所に設置されているカーブミラーに対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）皆さま、おはようございます。

市内各所に設置されているカーブミラーに

についてお答えします。

まず、一点目の、設置状況と設置基準についてですが、設置状況としては、見通しが悪い市道の交差点部やカーブなどで、他の車両、歩行者または障害物を確認しづらい場所に設置しています。

設置基準は特に定めていませんが、自治会や道路を利用する市民から設置の要望を受け、調査検討の上、必要性が認められればカーブミラーを設置しています。

ただし、歩道、車道等で通行に支障がある場合や、私道など利用者が限定されている箇所については設置できない場合があります。また、そのような場合には路面標示等により注意を促すことも行っています。

次に、二点目の保守管理方法ですが、道路に設置されているカーブミラーの交換、調整については、道路を利用する市民の方、地元区長、巡回を行う警察官や郵便配達員、そして、LINEなどのSNSからの情報提供もいただいております。また、職員によるパトロールや現場への移動中など気づいた折には確認を行い、古くなって見づらいカーブミラーについては、その都度新しいミラーに交換し、ミラーの向きがずれている場合は角度調整を行っています。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君、再質問ありますか。

2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただくんですけども、年間新規設置数、交換数などはどのようになっていますでしょうか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）年度別のカーブミラーの新規設置件数や交換件数についてお答えします。

令和元年度については、設置件数は44か所、交換件数は42か所、調整件数は33か所になっています。令和2年度については、設置件数22か所、交換件数34か所、調整件数は28か所。令和3年度については11月末時点で、設置件数は18か所、交換件数は9か所、調整件数は12か所。要望による対策の必要性がある箇所については概ね実施できるように計画できております。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。今後も対応できるように、引き続き予算をつけていただきますよう、よろしく願います。

次なんですけど、カーブミラーは安全を補うものとありましたが、やはり設置に伴う効果は大きいと思います。市としてカーブミラーの設置効果とはどのようなことと考えておられますでしょうか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）設置効果としましては、車の運転者が事前に対象を把握できることで、発見の遅れ解消や、設置していることで注意箇所であることの認識効果を得ることができます。

ただし、カーブミラーに頼ることにより、死角があるにもかかわらず、以前より通過速度を上げたり、徐行や一時停止を怠り、事故が発生する事態となる場合があります。また、ミラーを通すことにより、速度、距離感、左右逆等の誤認のおそれも発生します。

カーブミラーはあくまで安全確認の補助施設であることを車の運転者には認識を持っていただくとともに、カーブミラーの設置について、設置場所としての確かかどうか判断し、交通事故防止に有効となるように努めていきます。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番(垣内憲一君)ありがとうございます。
ほんとカーブミラー、先ほどもLINEとか
でいろんな情報を集めていただいて、交換と
かしていただいとると思うんですけど、私の
ほうにも、たまにミラー磨いてくれとか、そ
ういうご要望も市民の方から連絡が来ますの
で、またよろしくお願いします。

また、カーブミラーを設置することにより、
確認不足でスピードを出し過ぎたりとか、そ
ういった逆効果もあるようですが、しかし、
これから高齢者の方も、高齢者の事故も増え
てきていますので、今後もカーブミラーの設
置については適切な場所に設置していただき、
加えて適切な維持管理、ガラスが曇っている、
割れている、見にくいなどのないように努め
ていただき、交通事故防止、抑制につながり
ますよう、対応をよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長(小林 弘君) 2番 垣内君の一般質
問は終わりました。

この際、10時25分まで休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)